

写

23生産第5577号
平成24年1月27日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿
北陸農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長
生産局農産部農業環境対策課長

平成23年産稲から生じるもみがらのくん炭の取扱いについて

もみがらをくん炭にして土壌改良資材として利用することに関しては、「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」（平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長及び消費・安全局農産安全管理課長通知。）において、その取扱いについて別途お知らせするので、それまでの間は利用しないようにすることとしていたところであります。

今般、玄米中の放射性セシウム濃度から副産物であるもみがらのくん炭の放射性セシウム濃度が容易に推定できるようにするため、既に算定している玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみがら中の放射性セシウム濃度の比率と、もみがら及びくん炭の放射性セシウム濃度の測定結果をもとに、玄米中の放射性セシウム濃度に対するくん炭中の放射性セシウム濃度の比率（以下「玄米に対するくん炭の濃度比」という。）を算定しました。

つきましては、下記のとおり、今回算定した濃度比と米の放射性物質調査の結果を活用し、くん炭の土壌改良資材としての利用を判断することとしますので、このことについて、貴局管内の各都県及び地域センターに対しては、貴職から通知をお願いするとともに、農業者等に対して、通知を徹底するよう指導願います。

記

1 くん炭の利用に関する周知・指導

都県は、管内におけるくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関し、以下のくん炭の放射性セシウム濃度の算出方法及び利用の判断をもとに、米の放射性物質調査における本調査（以下「玄米調査」という。）の調査区域毎に利用の可否を判断し、その内容を農業者等に対して周知するとともに、適切な利用が行われるよう指導するものとする。

2 くん炭の放射性セシウム濃度の算出方法

(1) 玄米に対するくん炭の濃度比

23年産の稲から生じるもみがら及びこれを原料として製造したくん炭の放射性セシウム濃度を測定した結果、玄米に対するくん炭の濃度比は、「10」を用いることとする。

(2) 玄米の調査結果を用いたくん炭の放射性セシウム濃度の算出方法

くん炭の放射性セシウム濃度は、玄米調査（福島県においては、本調査及び米の放射性物質緊急調査）の調査区域毎に、当該区域内の玄米調査の結果で得られた最も高い玄米の放射性セシウム濃度に、玄米に対するくん炭の濃度比10を乗じることにより算出する。

3 利用の判断

(1) 玄米調査の調査区域における利用の判断

玄米調査の調査区域毎に、2の算出方法により算出したくん炭の放射性セシウム濃度をもとに、以下のとおり利用を判断する。

- ① くん炭の放射性セシウム濃度が、土壌改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg：製品重量）以下の場合、当該区域においてくん炭を土壌改良資材に利用できる。
- ② くん炭の放射性セシウム濃度が、土壌改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg：製品重量）を超えた場合は、当該区域においてくん炭を土壌改良資材に利用しない。

(2) 製造者における利用の判断

上記の(1)の②の調査区域において、くん炭の製造者が製造したくん炭の放射性セシウム濃度を測定し、その結果が土壌改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg：製品重量）以下の場合、当該製造者が製造するくん炭は土壌改良資材に利用できるものとする。

なお、くん炭の放射性セシウム濃度を測定する場合の試料の採取及び放射性セシウム濃度の分析方法等は、「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」（平成23年10月7日付け23生産第4742号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知）に準じることとする。